

○平成三年郵政省告示第六十一号（無線局免許手続規則第二条の表一の項の特定船舶局を定める件）の一部を改正する告示案新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>国際航海に従事しない船舶の船舶局であつて、次に掲げる無線設備以外の無線設備を設置しないもの</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 簡易型船舶自動識別装置（適合表示無線設備に限る。）</p> <p>九〇十八（略）</p>	<p>国際航海に従事しない船舶の船舶局であつて、次に掲げる無線設備以外の無線設備を設置しないもの</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八〇十七（略）</p>